

○財務省告示第五十七号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第七項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十五年度の初日から平成二十六年一月三十一日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量を次のように告示する。

平成二十六年二月二十八日

財務大臣 麻生 太郎

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品の平成二十五年度の初日から平成二十六年一月三十一日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別表第一の六の項名				
輸入数量				
五	四	三	二	一
二四、九四八トン	四トン	〇・八トン	〇トン	
一、一三二トン				

二〇	一九	一八	一七	一六	一五	一四の二	一四	一三	一二	一一	一〇	九	八	七	六
五六四トン	九八二トン	一三、〇八七トン	一一二、五四六トン	七、九六九トン	四六三トン	四六八、四八五トン	一、一四六、一三七トン	四、七八九、四四六トン	六二、一七一トン	四、二一七トン	五、八五六トン	三五、〇〇七トン	一トン	一七トン	五トン

二九	二八	二七	二六	二五	二四	二三	二三	二二	二一、二四二トン
四二六トン				一一、四七一トン	四、一三四トン	○トン	四、二六五トン	五五五トン	